

# 四 半 期 報 告 書

第86期第3四半期

〔 自 平成22年10月 1 日 〕  
〔 至 平成22年12月31日 〕

**トヨタ紡織株式会社**

E00540

# 目 次

頁

## 第86期 第3四半期報告書

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【事業等のリスク】 .....	5
3 【経営上の重要な契約等】 .....	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	6
第4 【提出会社の状況】 .....	6
1 【株式等の状況】 .....	6
(1) 【株式の総数等】 .....	6
(2) 【新株予約権等の状況】 .....	7
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 .....	13
(4) 【ライツプランの内容】 .....	13
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 .....	13
(6) 【大株主の状況】 .....	13
(7) 【議決権の状況】 .....	14
2 【株価の推移】 .....	14
3 【役員の状況】 .....	15
第5 【経理の状況】 .....	16
1 【四半期連結財務諸表】 .....	17
(1) 【四半期連結貸借対照表】 .....	17
(2) 【四半期連結損益計算書】 .....	19
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】 .....	21
2 【その他】 .....	32
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	32
独立監査人の四半期レビュー報告書 .....	巻末

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第86期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

【会社名】 トヨタ紡織株式会社

【英訳名】 TOYOTA BOSHOKU CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 豊田周平

【本店の所在の場所】 愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地

【電話番号】 刈谷 (0566)23-6611

【事務連絡者氏名】 経理部長 町井博之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲2丁目7番地4号清水ビル5階  
トヨタ紡織株式会社 東京営業所

【電話番号】 東京 (03)3245-0550

【事務連絡者氏名】 東京営業所長 八木紀道

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第85期 第3四半期 連結累計期間	第86期 第3四半期 連結累計期間	第85期 第3四半期 連結会計期間	第86期 第3四半期 連結会計期間	第85期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	663,636	743,231	269,032	239,626	953,729
経常利益 (百万円)	10,070	25,809	13,153	5,988	24,067
四半期(当期)純利益又は四 半期純損失(△) (百万円)	△433	10,051	6,543	898	6,882
純資産額 (百万円)	—	—	185,064	192,394	196,545
総資産額 (百万円)	—	—	510,788	502,451	546,486
1株当たり純資産額 (円)	—	—	831.91	880.04	883.96
1株当たり四半期(当期)純 利益又は1株当たり四半期純 損失(△) (円)	△2.33	54.17	35.22	4.85	37.00
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益 (円)	—	54.17	35.21	4.85	37.00
自己資本比率 (%)	—	—	30.3	32.5	30.1
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	36,534	44,466	—	—	64,188
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△31,915	△28,068	—	—	△41,337
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△10,022	△12,197	—	—	△13,547
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (百万円)	—	—	97,956	112,807	113,124
従業員数 (人)	—	—	27,813	27,807	27,613

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第85期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	27,807 [6,408]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は、就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は、[ ]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、期間工、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	8,022
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比 (%)
日本 (百万円)	140,273	—
北中南米 (百万円)	37,250	—
アジア・オセアニア (百万円)	45,858	—
欧州・アフリカ (百万円)	4,513	—
合計	227,896	—

(注) 1 金額は、販売価格によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当社グループは、主にトヨタ自動車株式会社をはじめとする各納入先より、四半期ごと及び翌月の生産計画の提示を受け、生産能力を勘案して生産計画を立て生産しております。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	前年同四半期比 (%)
日本 (百万円)	131,934	—
北中南米 (百万円)	39,583	—
アジア・オセアニア (百万円)	61,802	—
欧州・アフリカ (百万円)	6,305	—
合計	239,626	—

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
トヨタ自動車㈱	104,504	38.8	84,198	35.1

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間の業績につきましては、売上高は、減産の影響などにより、前年同四半期連結会計期間に比べ294億円（△10.9%）減少の2,396億円となりました。

経常利益につきましては、合理化など増益要因はありましたが、減産減収の影響、製品価格変動の影響などにより、前年同四半期連結会計期間に比べ71億円（△54.5%）減少の59億円となりました。

また、四半期純利益につきましても、前年同四半期連結会計期間に比べ56億円（△86.3%）減少の8億円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ①日本

当地域におきましては、エコカー補助金制度終了による生産の落ち込みなどにより、売上高は、1,319億円となりました。営業利益（損失）につきましては、前連結会計年度より取り組んでおります収益構造改革活動の成果などにより、11億円の営業利益となりました。

#### ②北中南米

当地域におきましては、アメリカのカムリの減産などにより、売上高は、395億円となりました。営業利益（損失）につきましては、収益構造改革活動の成果は出つつあるものの、生産不能率などの影響により、20億円の営業損失となりました。

#### ③アジア・オセアニア

当地域におきましては、中国・天津のマークXや広州のカムリの減産などにより、売上高は、618億円となりました。営業利益（損失）につきましては、収益構造改革活動の成果などにより、79億円の営業利益となりました。

#### ④欧州・アフリカ

当地域におきましては、南アフリカのIMVの増産効果などにより、売上高は、63億円となりました。営業利益（損失）につきましては、トヨタ紡織ソマン株式会社及びTBAIポーランド有限責任会社の生産準備費用の影響などにより、1億円の営業損失となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ3億円（△0.3%）減少、第2四半期連結会計期間末に比べ53億円（5.0%）増加の1,128億円となりました。

営業活動の結果第2四半期連結会計期間末に比べ増加した現金及び現金同等物は157億円となりました。これは主に、仕入債務の減少93億円による資金の減少はありましたが、売上債権の減少148億円、減価償却費82億円、税金等調整前四半期純利益59億円などによるものであります。

投資活動の結果第2四半期連結会計期間末に比べ減少した現金及び現金同等物は65億円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出58億円によるものであります。

財務活動の結果第2四半期連結会計期間末に比べ減少した現金及び現金同等物は27億円となりました。これは主に、配当金の支払額14億円、少数株主への配当金の支払額12億円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、81億円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

### 第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	187,665,738	187,665,738	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数は100株
計	187,665,738	187,665,738	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成16年6月24日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	191（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	19,100（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり2,021（注）3
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,021 資本組入額 1,011
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員、執行役員待遇または従業員であることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。この場合は、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ②新株予約権の割当者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ④その他の権利行使の条件は、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、平成16年2月25日開催の取締役会決議により定款を変更して、平成16年4月1日をもって、1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込基準金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

② 会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月22日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	1,400（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	140,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,725（注）3
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から 平成24年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,725 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、常務執行役員、執行役員または従業員等であることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。この場合は、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ②新株予約権の割当者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③各新株予約権の一部行使は、その目的となる株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ④その他の権利行使の条件は、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権割当後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で普通株式につき、新株の発行（新株予約権の行使により普通株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

株主総会の特別決議日（平成19年6月21日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	3,910（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	391,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり3,200（注）3
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成25年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,200 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員、または従業員であることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。この場合は、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ②新株予約権の割当者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③各新株予約権の一部行使は、その目的となる株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ④その他の権利行使の条件は、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権割当て後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で普通株式につき、新株の発行（新株予約権の行使により普通株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

株主総会の特別決議日（平成20年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	4,730（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	473,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり2,856（注）3
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から 平成26年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,856 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員または従業員等であることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。この場合は、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ②新株予約権の割当者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③各新株予約権の一部行使は、その目的となる株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ④その他の権利行使の条件は、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権割当て後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で普通株式につき、新株の発行（新株予約権の行使により普通株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

株主総会の特別決議日（平成21年6月19日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	5,280（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	528,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,817（注）3
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日から 平成27年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,817 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員または従業員等であることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。この場合は、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ②新株予約権の割当者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③各新株予約権の一部行使は、その目的となる株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ④その他の権利行使の条件は、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権割当て後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で普通株式につき、新株の発行（新株予約権の行使により普通株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

株主総会の特別決議日（平成22年6月23日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	5,430（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	543,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,391（注）3
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日から 平成28年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,391 資本組入額は会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、常務役員または従業員等であることを要する。 ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。この場合は、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ②新株予約権の割当者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③各新株予約権の一部行使は、その目的となる株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ④その他の権利行使の条件は、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権割当て後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で普通株式につき、新株の発行（新株予約権の行使により普通株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	—	187,665,738	—	8,400	—	9,013

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

### ①【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 2,362,400	—	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 185,267,400	1,852,674	同上
単元未満株式	普通株式 35,938	—	同上
発行済株式総数	187,665,738	—	—
総株主の議決権	—	1,852,674	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式30株が含まれております。

### ②【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) トヨタ紡織株式会社	愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地	2,362,400	—	2,362,400	1.26
計	—	2,362,400	—	2,362,400	1.26

## 2【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	1,793	1,671	1,555	1,390	1,394	1,443	1,428	1,526	1,579
最低（円）	1,540	1,354	1,303	1,255	1,206	1,204	1,304	1,300	1,407

(注) 東京証券取引所市場第一部における株価で記載しております。

### 3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。  
(役職の変動)

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役社長 代表取締役		取締役社長 代表取締役	グローバル戦略企画本部本部長	豊 田 周 平	平成23年 2 月 1 日
取締役副社長 代表取締役	アジア・オセアニア地域統括、FP T 事業統括、技術開発本部本部長、B R - J K K 推進室・B R - V I 室・B R - S P 室統括、製品統括センター・フィルター・パワートレイン機器開発センターセンター長、技術管理部担当	取締役副社長 代表取締役	アジア・オセアニア地域統括、FP T 事業統括、技術開発本部本部長、B R - A D 室・B R - V I 室・B R - P D I 室統括、製品統括センター・フィルター・パワートレイン機器開発センターセンター長、技術管理部担当	野 口 満 之	平成23年 2 月 1 日
取締役副社長 代表取締役	日本事業統括、経営改善推進本部本部長、監査改良室統括	取締役副社長 代表取締役	日本事業統括、経営改善推進本部本部長、監査改良室・B R - G R I 室統括	鳥 居 立 雄	平成23年 2 月 1 日
取締役副社長 代表取締役	欧州・アフリカ地域統括、生技生産本部本部長、技能育成センターセンター長	取締役副社長 代表取締役	欧州・アフリカ地域統括、生技生産本部本部長	川 窪 英 夫	平成23年 2 月 1 日
専務取締役	品質向上推進本部本部長、技術開発本部副本部長、B R - 現調化推進室統括、先端技術開発センター・繊維技術開発センター・トリム開発センターセンター長、B R - J K K 推進室・技術監査室・電子技術部・試作部・先行開発部・トリム計画部・第 1 トリム設計部・第 2 トリム設計部・第 3 トリム設計部担当	専務取締役	品質向上推進本部本部長、技術開発本部副本部長、B R - 現調化推進室統括、先端技術開発センター・繊維技術開発センター・トリム開発センターセンター長、B R - A D 室・技術監査室・電子技術部・試作部・先行開発部・トリム計画部・第 1 トリム設計部・第 2 トリム設計部・第 3 トリム設計部担当	中 川 泰	平成23年 2 月 1 日
専務取締役	中国地域統括、グローバル戦略企画本部本部長	専務取締役	中国地域統括、グローバル戦略企画本部副本部長、B R - G R I 室統括	寺 坂 幸 一	平成23年 2 月 1 日
専務取締役	シート開発センターセンター長、グローバル内装設計部・バイオ技術開発部・シート開発部・シート計画部・第 1 シート設計部・第 4 シート設計部・第 5 シート設計部・シートカバー技術部担当	専務取締役	シート開発センターセンター長、グローバル内装設計部・バイオ技術開発部・シート開発部・シート計画部・第 1 シート設計部・第 4 シート設計部・シートカバー技術部担当	渡 辺 俊 充	平成23年 2 月 1 日

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	74,388	68,999
受取手形及び売掛金	115,110	149,520
有価証券	40,784	47,404
商品及び製品	4,048	3,989
仕掛品	4,793	4,047
原材料及び貯蔵品	14,653	14,930
その他	28,288	31,535
貸倒引当金	△418	△805
流動資産合計	281,647	319,622
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	74,332	70,827
機械装置及び運搬具（純額）	68,000	80,104
その他（純額）	44,385	43,123
有形固定資産合計	※1 186,719	※1 194,055
無形固定資産		
のれん	2,551	3,391
その他	504	704
無形固定資産合計	3,056	4,096
投資その他の資産		
投資有価証券	9,894	7,236
その他	21,308	21,649
貸倒引当金	△174	△174
投資その他の資産合計	31,028	28,711
固定資産合計	220,803	226,864
資産合計	502,451	546,486

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	122,322	152,802
短期借入金	10,152	13,347
1年内返済予定の長期借入金	—	0
未払法人税等	3,016	5,260
製品保証引当金	1,498	1,507
役員賞与引当金	259	218
資産除去債務	3	—
その他	39,822	44,541
流動負債合計	177,075	217,677
固定負債		
長期借入金	105,808	105,897
退職給付引当金	22,794	22,303
役員退職慰労引当金	910	917
資産除去債務	319	—
その他	3,148	3,145
固定負債合計	132,981	132,263
負債合計	310,056	349,941
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	8,400	8,400
資本剰余金	9,098	9,106
利益剰余金	174,762	167,679
自己株式	△4,675	△3,926
株主資本合計	187,586	181,260
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	696	816
為替換算調整勘定	△25,209	△17,795
評価・換算差額等合計	△24,512	△16,978
新株予約権	809	625
少数株主持分	28,511	31,637
純資産合計	192,394	196,545
負債純資産合計	502,451	546,486

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	663,636	743,231
売上原価	615,343	677,477
売上総利益	48,292	65,754
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	14,682	13,461
その他	22,085	23,944
販売費及び一般管理費合計	36,768	37,405
営業利益	11,524	28,348
営業外収益		
受取利息	680	730
持分法による投資利益	639	1,366
その他	2,772	4,206
営業外収益合計	4,092	6,302
営業外費用		
支払利息	1,351	1,314
為替差損	2,031	5,212
その他	2,164	2,314
営業外費用合計	5,547	8,841
経常利益	10,070	25,809
特別損失		
減損損失	705	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	254
特別損失合計	705	254
税金等調整前四半期純利益	9,364	25,554
法人税、住民税及び事業税	6,539	9,999
法人税等調整額	△1,274	△566
法人税等合計	5,264	9,432
少数株主損益調整前四半期純利益	—	16,122
少数株主利益	4,533	6,070
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△433	10,051

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	269,032	239,626
売上原価	244,887	220,897
売上総利益	24,144	18,729
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	4,584	4,498
その他	8,041	7,334
販売費及び一般管理費合計	12,626	11,832
営業利益	11,517	6,896
営業外収益		
受取利息	171	234
為替差益	926	—
持分法による投資利益	436	355
その他	1,024	939
営業外収益合計	2,559	1,529
営業外費用		
支払利息	458	433
為替差損	—	1,500
減価償却費	261	—
その他	203	504
営業外費用合計	923	2,438
経常利益	13,153	5,988
特別損失		
減損損失	705	—
特別損失合計	705	—
税金等調整前四半期純利益	12,447	5,988
法人税、住民税及び事業税	3,375	2,469
法人税等調整額	45	630
法人税等合計	3,421	3,100
少数株主損益調整前四半期純利益	—	2,887
少数株主利益	2,482	1,989
四半期純利益	6,543	898

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	9,364	25,554
減価償却費	25,370	23,536
受取利息及び受取配当金	△721	△773
支払利息	1,351	1,314
為替差損益(△は益)	407	4,398
持分法による投資損益(△は益)	△639	△1,366
有形固定資産除売却損益(△は益)	95	△107
売上債権の増減額(△は増加)	△46,678	25,549
たな卸資産の増減額(△は増加)	5,798	△1,902
未収入金の増減額(△は増加)	△6,467	4,536
仕入債務の増減額(△は減少)	45,054	△22,483
未払金の増減額(△は減少)	495	1,911
未払費用の増減額(△は減少)	304	△4,335
その他	4,929	83
小計	38,664	55,916
利息及び配当金の受取額	2,133	1,755
利息の支払額	△1,397	△1,350
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△2,865	△11,854
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,534	44,466
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△34,932	△28,486
有形固定資産の売却による収入	641	1,799
投資有価証券の取得による支出	—	△1,849
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	80	—
貸付金の回収による収入	1,537	—
定期預金の預入による支出	△4,811	△72
定期預金の払戻による収入	5,666	750
その他	△98	△209
投資活動によるキャッシュ・フロー	△31,915	△28,068
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△914	△2,261
自己株式の取得による支出	△997	△759
配当金の支払額	△1,865	△2,972
少数株主からの払込みによる収入	—	2,039
少数株主への配当金の支払額	△5,920	△8,440
その他	△324	197
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,022	△12,197
現金及び現金同等物に係る換算差額	902	△4,517
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△4,500	△317
現金及び現金同等物の期首残高	102,457	113,124
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 97,956	※ 112,807

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第3四半期連結累計期間                      (自 平成22年4月1日                      至 平成22年12月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更                      第2四半期連結会計期間より、長春富維豊田紡織汽車飾件(有)を新規設立したため、連結の範囲に含めております。                      従来、連結子会社であったトータル・インテリア・システムズ・アメリカLLC.は、トヨタ紡織インディアナLLC.と合併したため、第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数                      76社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用                      第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。                      これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益は10百万円、経常利益17百万円、税金等調整前四半期純利益は272百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は345百万円であります。</p> <p>(2) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用                      第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。                      なお、これによる当第3四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(3) 企業結合に関する会計基準等の適用                      第2四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成22年4月1日  
至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

1. 前第3四半期連結累計期間において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券の取得による支出」については、当第3四半期連結累計期間において、その金額の重要性が増したため、区分掲記しております。  
なお、前第3四半期連結累計期間の「投資有価証券の取得による支出」は△0百万円であります。
2. 前第3四半期連結累計期間において区分掲記しておりました投資活動によるキャッシュ・フローの「貸付金の回収による収入」は、当第3四半期連結累計期間において、その金額が僅少であるため、「その他」に含めて表示しております。  
なお、当第3四半期連結累計期間の「貸付金の回収による収入」は56百万円であります。
3. 前第3四半期連結累計期間において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「少数株主からの払込みによる収入」については、当第3四半期連結累計期間において、その金額の重要性が増したため、区分掲記しております。  
なお、前第3四半期連結累計期間の「少数株主からの払込みによる収入」は630百万円であります。

当第3四半期連結会計期間  
(自 平成22年10月1日  
至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書)

1. 前第3四半期連結会計期間において区分掲記しておりました営業外費用の「減価償却費」は、当第3四半期連結会計期間において、その金額が営業外費用総額の100分の20以下となったため、「その他」に含めて表示しております。  
なお、当第3四半期連結会計期間の「減価償却費」は270百万円であります。
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末における棚卸高の算出については、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末に係る実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定しております。 また、棚卸資産の簿価切下げについては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行っております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。
3. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定については、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断については、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度決算において使用した、将来の業績予測やタックス・プランニングを利用して判断しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 287,801百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 281,227百万円
2 保証債務 下記の会社の金融機関からの借入に対する保証債務 T B カワシマ(株) 1,131百万円 T B カワシマU S A(株) 256百万円 (3,105千米ドル)	2 _____

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 52,550百万円	現金及び預金勘定 74,388百万円
有価証券勘定 49,425百万円	有価証券勘定 40,784百万円
計 101,975百万円	計 115,172百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 △4,019百万円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金 △2,364百万円
現金及び現金同等物 97,956百万円	現金及び現金同等物 112,807百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 187,665千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,362千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 809百万円

(注)上記の新株予約権の一部は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,486	8.00	平成22年3月31日	平成22年6月24日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	1,482	8.00	平成22年9月30日	平成22年11月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社グループは、自動車部品の製造、販売を主な事業としております。全セグメントの売上高の合計金額及び営業利益又は営業損失の合計金額に占める自動車部品の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

区分	日本 (百万円)	北中南米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	157,280	43,658	57,429	10,663	269,032	—	269,032
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	10,269	530	1,799	162	12,761	△12,761	—
計	167,550	44,188	59,229	10,826	281,794	△12,761	269,032
営業利益又は営業損失(△)	5,835	△3,526	8,559	312	11,181	335	11,517

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

区分	日本 (百万円)	北中南米 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消 去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	389,480	110,509	136,262	27,384	663,636	—	663,636
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	25,070	910	5,013	283	31,278	△31,278	—
計	414,550	111,419	141,276	27,667	694,914	△31,278	663,636
営業利益又は営業損失(△)	1,800	△10,089	18,264	△136	9,839	1,685	11,524

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

北中南米…アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン

アジア…中国、タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシア、インド

その他…オーストラリア、ベルギー、トルコ、南アフリカ

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

区分	北中南米	アジア	その他	計
I 海外売上高 (百万円)	44,305	56,580	11,387	112,273
II 連結売上高 (百万円)	—	—	—	269,032
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	16.5	21.0	4.2	41.7

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

区分	北中南米	アジア	その他	計
I 海外売上高 (百万円)	112,124	134,422	28,963	275,510
II 連結売上高 (百万円)	—	—	—	663,636
III 連結売上高に占める海外売上高の割合 (%)	16.9	20.3	4.4	41.5

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

北中南米…アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン

アジア…中国、タイ

その他…オーストラリア、ベルギー、トルコ、南アフリカ

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主に自動車部品等を生産・販売しており、各地域において現地法人が包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

なお、当社は「日本」、「北中南米」、「アジア・オセアニア」及び「欧州・アフリカ」の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	北中南米	アジア・ オセアニア	欧州・ アフリカ	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	409,516	131,324	185,677	16,714	743,231	—	743,231
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	33,319	1,605	5,931	372	41,229	△41,229	—
計	442,835	132,929	191,608	17,086	784,460	△41,229	743,231
セグメント利益又は損失(△)	7,401	△5,052	26,082	△876	27,555	792	28,348

(注) 1 セグメント利益の調整額792百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	日本	北中南米	アジア・ オセアニア	欧州・ アフリカ	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	131,934	39,583	61,802	6,305	239,626	—	239,626
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	13,657	627	1,931	177	16,393	△16,393	—
計	145,592	40,210	63,733	6,483	256,020	△16,393	239,626
セグメント利益又は損失(△)	1,163	△2,005	7,962	△155	6,965	△68	6,896

(注) 1 セグメント利益の調整額△68百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)  
(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 880円04銭	1株当たり純資産額 883円96銭

## 2. 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失 2円33銭	1株当たり四半期純利益 54円17銭 潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益 54円17銭
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△433	10,051
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(百万円)	△433	10,051
普通株式の期中平均株式数(千株)	186,035	185,549
2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	7	0
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	平成22年6月23日定時株主総会による新株予約権。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	35円22銭	1株当たり四半期純利益	4円85銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	35円21銭	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	4円85銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1 1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	6,543	898
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	6,543	898
普通株式の期中平均株式数(千株)	185,805	185,303
2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	36	15
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成20年6月20日定時株主総会による新株予約権。 (新株予約権の数5,140個)	—

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成22年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………1,482百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………8円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成22年11月26日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

トヨタ紡織株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 戸田 栄  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木内 仁志  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトヨタ紡織株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トヨタ紡織株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

トヨタ紡織株式会社

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 戸田 栄  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木内 仁志  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトヨタ紡織株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、トヨタ紡織株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。